

令和4年7月21日 開会
令和4年7月21日 閉会
第 15 回
(通算第 204 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 11 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年7月13日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- | | | |
|---|----|---------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年7月21日 |
| 2 | 場所 | 吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室 |

第 15 回吉賀町農業委員会会議録		
招集年月日	令和4年7月21日	
招集の場所	吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室	
応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし	
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員	10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	茅原忠夫
欠員	なし	
本回の議長	会長 齋藤学	
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央	
開会	議長は 9時00分 開会を宣告	
閉会	議長は 9時25分 閉会を宣告	
本回提出議案及び日程	別紙のとおり	
議事録署名委員の指名	山吹寛 田淵文雄	
会期の決定	令和4年7月21日	
開議	令和4年7月21日	
備考		

第 15 回農業委員会
(通算第 204 回)

令和4年7月21日

吉賀町六日市基幹集落センター 大集会室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として山吹委員、田淵委員を指名、議事に入る。

事務局

定刻になりましたので、只今より農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の欠席の方は、茅原委員、田村委員、河口委員という事で、農業委員さん12名の内10名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

議長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第1号について説明します。

農地の所在は沢田、地目は田、面積〇㎡です。

譲渡人は〇さん、沢田の方、譲受人は〇さん、六日市の方です。

今回の申請地は沢田の塔尾橋から約200m西にある農地です。

譲受人は、農作業歴は20年で、機械は耕運機と草刈り機を所有されています。

下限面積について、沢田地区は30aですが、取得後の経営面積は37aとなりますので問題ありません。

有償譲渡という事で10a当たり〇万円とのこと。

作付け予定の作物は、野菜とブルーベリーです。

申請の農地は〇さんが現在所有している農地に隣接しており、周囲の営農方法は熟知しているそうなので問題はないと思われま。

以上ご審議をお願いします。

議長

はい、それでは事務局の説明が終わりました。現地は河口さん、橋本さんで見えておりますので、コメントの方、よろしくお願いします。

橋本委員

先日、現地を確認いたしました。今の事務局が言われたとおり、〇さんの土地があって、前回の6月の第1号議案の土地が、すぐ左側にあります。その、今回の土地はその、突き当りの土地になって続いておりました、耕作できる、という事で、先ほど言われましたように、機械、労働力の確保、また30a以上という事で、農地を適切に利用されると思います。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

橋本委員さんからの報告は終わりましたので、皆さんのご意見を、拝聴したいと思いません。

ご意見のある方、挙手をもってお願いします。

ありませんか？

無いようでしたら採決に移りたいと思います。

議案第1号1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました、全員賛成で、可決します。

次は、議案第2号についてです。

事務局

次は、議案第2号についてです。

農地の所在は六日市、地目田、面積〇㎡、以下合計4筆、面積は〇㎡です。場所は、六日市病院から北東に約600mのところにあります。

譲渡人は〇さん、益田市の方で、譲受人は〇です。

転用目的は資材置場です。事業計画は〇の資材置場が満杯となっており、今回申請する六日市地区付近で出た残土・資材置場を整備する計画です。申請地は六日市の町道溝上新宮線に面しており、作業性が良いため選定し、周辺には雑種地で十分な面積の土地がなく、やむを得ず申請地を転用する計画をされました。

申請地は、第2種農地と判断しました。原則転用不許可ですが代替地がない場合には転用が可能です。

土地造成は隣接する農地との間をのり面とし、砕石、残土、資材を置く位置を農地から十分に空け、土砂が流れ込まないようにします。また、雨水は自然に染み込む他、隣接する水路に排水する計画です。

資金計画は所要資金が〇万円で、これの資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、通帳の写しを確認しています。

万一近隣より苦情が出た場合は責任を持って対処する、とのことでした。

この案件が仮に承認されましたら、転用面積が30アール以上の農地については島根県農業会議へ諮問が必要とされていますので、8月10日に諮問を行います。許可することが相当とされましたら許可書を発行することとなります。

以上、ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地の委員さん、橋本さん、よろしくをお願いします。

橋本委員

19、20日の2日で現地の確認と、社長さんにお話を聞いてきました。農地も第2種となっておりまして、ずっと草が生えているような状態です。それと、まあ一か所は、コ

ンクリートで完全に畦畔があるのですが、もう片方は、縞状になって外側に水路がありますので、それが全部生きてましてね、排水に問題があるので、確認しましたが、水路から離して水路には影響ないようにします、という事でした。

資材置場という事なのでですね、現状の田を使うわけにはいきませんので、許可がおりましたら、表土というか、肥土をはぐって、碎石等を入れて、強化して、草が生えるのを抑えて処理をする、という事でした。許可がおりてからという事なので、しっかり計画書を見てコンクリート製品等置くという事で、許可がおりてから着工をしたいという事でした。

以上です。

議 長

大変詳しく対応していただき、ありがとうございます。今、橋本委員さんの説明がございましたが、現地の方は、そういった状況でございます。皆様のご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いします。

森下委員

いいです？

議 長

はい。

森下委員

この予定地の進入路は、向こう側の〇さんの方に向かう道路を使うと思うんですけど、そこに用排水が入っていて、その辺の進入路は、どういう方法で、というのは、聞いておられますか？

橋本委員

県営住宅か、町営住宅かわかりませんが、あそこの右側から町道の方に入りますので、4～5メートルくらいの道路があって、道路からすぐ直結しとります。進入路については、道路から8メートル幅で入るような計画となっており、特に問題ないと考えます。

森下委員

問題は、水路があるんで、下の関係もあり、排水の確保の確認だけしたいと思います。

橋本委員

そうですね、水路が全部生きてますので、水路がすごく低いんですよ。それに流れ込みがないように、迷惑をかけない、と言われてますので。

まあ建設業をされてますので、その辺はしっかり踏まえてやってくれると思います。

議 長

今、説明がございましたように、特に、排水関係の水路は、現状使っておる、ということですので、非常に慎重にお願いしたい、という風に思っております。

他にございませんか？

三井委員 今現在は、遊休農地なの？今はどういう状況になっていますか？誰が管理していますか？ここは益田市の方の農地でしたね？今現在、誰が管理されているのか、その人が管理されているんだったら、その人は了解されているのか、トラブルはないですか。今は、耕作されてないんですか？

去年は誰が作っていましたか？

森下委員 ○さんという方が作っていました。それで、去年は作られていて、今年は耕作してない、いう状態ですね。

三井委員 もうそれじゃ、○さんももう耕作されないのですね。

森下委員 狭い所なんで、その土地自体が。本人さんは、沢田方面に借りとりますんで。

三井委員 では、ここを作るあてはないのですね。

橋本委員 恐らくないですね。結構、草も立ってますんで、どっちがいいか、といえば、草が立っているより、有効利用された方がいいかな、と思いますけど。

議 長 現地の方も、それなりに面積が大きかったので、皆さんもそれなりに、気にかかったらうと、今、現場を確認していただいて、水路の方をきちんとしていただける、対処していただける、という事でございます。

他にございませんか？

無いようでしたら、採決に移らせていただいても、よろしいでしょうか？

それでは、議案第2号の1でございます。賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で、認可されました。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。

この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

《新規案件を読み上げ》

以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利

用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

以上ご審議をお願いします。

議 長

農業経営基盤強化促進法に基づいての、利用権設定でございました。

全体を通した中で、ご意見を拝聴したいと思います。

よろしくをお願いします。ご意見ある方、挙手をよろしくをお願いします。

はい、どうぞ

橋本委員

結構大きい面積なんですけど、〇さんは、今、耕作面積は、大体どのくらいなんですか？
機械とか。

事務局

申出書に記載されている面積は、こちらの資料にも書いてあるんですが、〇さんは、7
4 a を経営されております。和牛を8頭飼っておられまして、機械はトラクタ、田植え機、
コンバイン一式持っておられます。

よろしいですか？

議 長

他にございませんか？

よろしいですか？

はい、それでは、全体を通しまして、承認を得たいと思っております。

この利用権設定につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認いたします。
以上持ちまして、承認事項を終了といたしたいと思っております。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明お願
い
します

事務局

この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが合意解約された
案件の届出です。

農地の所在は樋口、田が合計2筆で面積は2037㎡です。

蔵木の〇さんが令和2年4月から借りていましたが、規模縮小のため解約されましたの
で報告します。

議 長

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 25分 閉会